

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成22年10月12日（火）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所小会議室（地下1階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

小上泰代，柴田寛之，白木優，壽崎かすみ，坪井祐子，森岡正樹，結城公生
（事務担当者）

石原稚也，西山実，倉田孝雄，島田博敏，吉川昌範，大本善久

4 議事

(1) 委員の異動の報告

事務担当者から，裁判所委員1名，学識経験者2名の交替の旨報告があった。

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 委員長の選任

委員の互選により，柴田寛之委員を委員長に選出した。

(4) 労働審判制度の意義等についての説明

事務担当者から労働審判制度の意義，現状，紛争解決における役割について説明

(5) ビデオ視聴

労働審判員研修ビデオ視聴

(6) 意見交換（「労働審判制度について」）

発言要旨は，別紙のとおり

(7) 次回の開催日程

委員の都合等を調整の上，平成23年2月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

- 労働審判手続に関するビデオを視聴して、その中でのやりとりが難しく、当事者だけで手続を行うのは難しいと感じた。
- ▲ 裁判所に申立があったときに、申立人に、代理人を選任するかどうか確認することもあるが、弁護士に相談してみたが、費用対効果の点から、まずは自分でやってみようということに代理人を付けずに手続をされる場合もある。
- 労働審判の申立をする人は、まず裁判所に相談に来る人が多いことから、裁判所と弁護士会とで話をし、裁判所から、弁護士会に相談してはどうかとアドバイスをし、弁護士会が相談を受ける態勢をとっている庁もあると聞いている。
- 地域によって弁護士の数も違い、そういう態勢をとることが可能かどうかという問題もある。
- ◎ 弁護士に相談に来る人についても、弁護費用と請求額との費用対効果の問題があり、まずは自分でやってみようという人もいると思う。
- 費用対効果の問題もあるが、まず弁護士を探すことが問題となる。一般の人は弁護士の名簿も持ってないし、労働関係を専門とする弁護士も知らないの、どこに相談に行ったらいいのかわからない。
- ▲ 労働審判事件を担当していて、労働紛争を専門とする弁護士が選任されているケースはそれ程多くないというのが印象である。集団的労働紛争が目立って減ってきており、労働審判事件だからと言って労働紛争を専門とする弁護士が選任されることは少なくなっていると思う。
- 労働審判事件の代理人の選任状況に関する統計によれば、弁護士代理人申立の数がかなり多く、本人申立の数とかなりの差がある。当事者だけで手続ができる簡単なものであればいいが、先ほどのビデオを見ると、難しいのではないかと思う。
- ▲ ビデオでは難しいやりとりがされているが、実際は、もう少しわかりやすく話をしている。
- ◎ 労働者側の代理人弁護士として担当した2件の不当解雇の事案のうち、1件は、使用者側の社長が代理人を選任せずに手続をしていたが、審判の中で、用語などがわかりにくいと感じているという印象は受けなかった。やろうと思えば言葉が難しいからできないということはないと思う。
- ▲ 労働審判は3回の期日で行う手続なので、当事者だけで資料等の準備をすることは難しいところがあると思う。
- 当事者同士は感情的になっており、第三者が入ってリードしていかないとうまく進まないのではないかと思う。
- ▲ そうした問題が正に統計上の数字に表れているのかもしれない。
- 資料が十分でないとなると労働審判委員会で心証を抱くのが難しくなる。

- 一般の人で弁護士のところへずっと行ける人はいいが、行けない人が、弁護士に相談するようにと言われても難しいと思う。弁護士事務所にも入りにくく、敷居が高い。
- ▲ 裁判所からは、弁護士会や法テラスを紹介している。
- ◎ 弁護士のところへ来る人は、相談に行ったら紹介されたので来たという人が多い。市の法律相談などでは、相談を受ける弁護士はその日の担当の弁護士になり、労働事件を敬遠する人もいて、その場合、専門ではないのと言われて、結局どうしていいかわからなくなる人もいると思う。
- 簡裁の少額訴訟手続では、弁護士が選任されない場合が多く、そのような場合のノウハウがあるかもしれない。
- ▲ 労働審判法24条により労働審判事件が終了したとき、または、労働審判に対し異議申立てがあったときは、訴訟提起があったとみなされ、訴訟に移行する。24条終了の事件は、争点が複雑で多岐にわたる事案が多く、最終的に判決までいくのは、そのような24条終了になった事件が多い。異議申立てがあつて訴訟に移行している事件は、当事者のどちらかがこだわりがあつて異議申立てをしている場合が多いので、和解的な話をしていくことが多い。
- 訴訟か調停か労働審判かどのような手続を選択するか、弁護士として悩むところはあるか。
- ◎ 2つの労働審判事件を担当して、1件は労働審判手続を選択してよかったと思うが、もう1件は、地位確認の仮処分を選択した方がいい結果になったのではないかと思うところもあり、しっかり検討しないといけないと感じている。訴訟では難しい事件が、労働審判制度ができて、敷居が低くなったような気がする。
- 裁判所作成の労働審判制度に関するリーフレットを資料として送付しているが、労働審判制度の広報について、何かご意見はありますか。
- 雇われている側もどういうところに問題があるか把握していないと相談にもいけないと思う。そのようなときにこういうリーフレットがあると、参考になると思う。以前法律相談に行ったことがあるが、時間制限があり、あまり話ができない。弁護士に頼むにもどのような弁護士に頼んだらいいかわからない。どの分野に長けている弁護士かがわかると相談もしやすいと思う。
- ▲ 大半の事件は、労働関係を専門とする弁護士でなくても対応は可能だと思う。24条終了事件のような複雑な事件は、労働紛争を専門にしている弁護士がいいと思うが、それ以外の事件は特に労働紛争を専門にしている弁護士でなくても対応ができると思う。
- ◎ 弁護士のところに相談に来る人には、こういうリーフレットを持ってきて手続をとりたいと言ってくる人もいるが、こういう事実があつたがどうしたらいいかと相談に来る人が多い。
- 労働組合の組織率も低くなってきており、いろいろな雇用形態が生じている中、集团的労働紛争になると、自分の意思とは違うところで集団訴訟になっていく面もあるが、その点、労働審判制度は、個別労働紛争の解決方法として有用だと思う。県の労働審判委員会の委員をやっているが、最初の段階で本人をサポートする場で話し合う機会を与えてあげて、それでもできない場合は労働審判手続へということで、裁判所だけでなく、労働委員会等の受け

皿を整理していくことを考えてもいいと思う。

- 紛争が増え、裁判所外でのADRがよく言われているが、労働紛争についても、あるときは労働委員会等にもっていきなどして分担していくことも考えられ、そうなる裁判所との協働関係が必要になってくる。専門性の強いものについては、さらにADRが発展していくように思う。
- その場合、誰が調整するのかは難しい問題である。
- 事件が増えてくると、労働審判員の確保の問題も出てくる。また、裁判所の態勢として、労働審判事件を扱う裁判所が、本庁だけでなく、大規模支部でも扱えるようになってきているが、他方で、設備面等の問題も出てくる。
- ◎ 事件が増えてくると、担当する裁判官の数などの裁判所の人員態勢も問題になってくると思う。
- 労働紛争は、そこに至るまでの経緯がいろいろあり、審判になって実際は争点が複雑で多岐にわたる事件は増えてくると思う。
- ▲ 24条終了事件のような複雑な事案は長期化するケースも多い。
- 労働審判をやって結果的にもとの鞘に戻るケースはあるのか。
- ▲ 調停による解決ではそういうケースは少ない。心情的に戻る側もつらいと思う。
- 手続をしている間、会社もそのままにしておけず手当するので、戻るとしても戻る場所がないのが実情ではないかと思う。
- まず相談をしに行くにしても、専門とする分野など弁護士の情報があればいいと思う。法律相談に行っても時間が限られていて、すぐ時間がきてしまう。労働紛争のような専門性を有する事案には、納得いく説明をしてくれる弁護士がいるといい。
- ◎ 弁護士会や市でやっている相談では枠が決まっているので時間制限があるのもやむを得ないが、事務所では時間を限らず聞くことができる。
- ▲ 労働審判は3回以内の期日で行うということになっており、第一回期日までに準備をしてもらうことになるが、本人申立の場合は、準備不足で不完全燃焼になることも多い。労働災害の事案などでは、事故に遭ったときの状況がわからないので事実関係の確定が大変になる場合がある。
- 事実関係がシンプルであれば逆に本人同士で手続をした方がいい場合もあるかもしれない。